

随 意 契 約 結 果 一 覧 表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘 要
農政部農村振興局事業調整課	令和6年度 農業農村整備事業 ネットワーク運用保守 委託業務	令和6年3月28日	株式会社HBA 札幌市中央区北 4条西7丁目1番 地8	12,365,760	<p>・ネットワーク運用保守業務 農業農村整備事業ネットワークは閉鎖された独自の回線であることから、通信障害が発生した場合に別ルートでの接続が出来ず、その対処は現に運用している回線網を早急に復旧するしかない。 ネットワーク構築時に、専用ルータの通信速度やセキュリティ関連の設定を行うなど、独自のノウハウで設定を行っており、通信障害が発生した場合、迅速かつ責任をもって対応できる業者はネットワークを構築しルータを設定した株式会社HBAしかいないことから、契約の相手方が一者に特定されるものである。(政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節関係1の(2))</p> <p>・インターネットデータセンター運用保守業務 インターネットデータセンターは、ICカードや指紋認証などにより入退室が制限され、日常的な目視管理や、通信障害、機器の故障時の対応など緊急的な調査や対応が必要な場合、インターネットデータセンターの運用業者である株式会社HBAしか対応出来ないことから、契約の相手方が一者に特定されるものである。(政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節関係1の(2))</p>	
	令和6年度 農業農村整備事業総合 情報システム運用 保守委託業務	令和6年4月1日	株式会社HBA 札幌市中央区北 4条西7丁目1番 地8	18,964,000	<p>既存システムを運用しながらプログラムを修正するため、システムダウン等の障害が出た場合、迅速かつ責任をもって対応できる業者はこれを開発した業者しかおらず、運用後においてもシステム開発者と修正する者が同一でなければ、障害発生時に迅速かつ責任をもってシステムの復旧対応ができない。 上記により、システムの内容を熟知している株式会社HBAを選定する。(政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節関係1の(2))</p>	
	令和6年度 標準積算システム運用 保守委託業務	令和6年4月1日	一般社団法人 農業農村整備情報 総合センター 東京都中央区日 本橋富沢町10 番16号	10,186,000	<p>本システムは、農林水産省が開発した標準積算システムを補助版に改良したもので、同省は改良等に関する使用許諾の制限を設けており、この使用許諾を受けているのは、一般社団法人農業農村整備総合情報センターのほかにはないことから、契約の相手方が一者に特定されるものである。(政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節関係1の(2))</p>	
	令和6年度 情報通信技術の 活用方策検討委託業務	令和6年4月22日	一般財団法人北 海道農業近代化 技術研究セン ター 深川市広里町4 丁目1番3号	5,775,000	<p>本業務では、令和5年度の業務において実施したアンケート調査結果を基に、情報化施工の取組を推進していく上での課題の検証を行うことから、ICT施工について熟知していることが必要である。また当該モデル工事によって得られる座標データを、GIS等を用いた営農に活用するための活用方策も検証するため、GISやスマート農業にも幅広い知見を有していることが必要となる。 このため、本業務は、これまでICT施工やGIS、スマート農業関連に至る一連の豊富な受注実績があり総合的な知識を有していることが要件となり、これらの業務についてノウハウと履行実績があるのは(一財)北海道農業近代化技術研究センターのみであることから、契約の相手方が一者に特定されるものである。(政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節関係1の(2))</p>	
	令和6年度 標準積算システム基 準データ作成登録委 託業務1	令和6年4月24日	北海道土地改良 事業団体連合会 札幌市中央区北 5条西6丁目1番 地23	76,670,000	<p>標準積算システム基準データ作成登録委託業務を行うために必要な標準積算システムの使用許諾を受けている者が、北海道土地改良事業団体連合会に限られているため。(政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節関係1の(2))</p>	

